

4. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。その結果、申請中及び認可後の計画変更が多発している。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行っていただきたい。

【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理解を欠いているとの懸念がもたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただくよう強くお願いしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

【大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事実が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

(1) 不認可期間の決定について

寄附行為（変更）認可申請及び学部等の設置に係る届出において、①偽りその他不正の行為があった者からの寄附行為（変更）認可申請は、当該不正行為が判明した日から②相当と認められる期間認可しない。

① 偽りその他不正の行為があった者

過去の認可申請（認可，不認可，取り下げの別は問わない）又は学部等の設置に係る届出における虚偽の記載や不正な働きかけ。以下，典型的な類型

- i) 文部科学省への提出書類の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如
- ii) 面接審査・実地調査時における不正の行為
- iii) その他

※ 認可後に事前協議を経ずに認可された設置計画を変更した場合も含まれることに留意。

② 相当と認められる期間

「重大なもの」（相当と認める期間4～5年）

- ・ 認可処分に重大な違法性があるもの，不正行為が是正されないもの，組織的・意図的に行われている場合

「その他」（相当と認める期間2～3年 ※軽微なものは2年未満）

※ 不正行為を行った時点から10年以上が経過している場合，自主的に不正を報告，公表し改善努力を行っているものと認められるもので，学生等の被害が生じていない場合は2年未満とする。

(2) 設置計画等の変更について

申請書類の一部変更や認可後の設置計画変更については、外的要因等のやむを得ない場合にのみ認められるものであることを十分理解のうえ、申請書類、設置計画については精緻に作成し提出すること。

① 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に外的要因等によりやむを得ず申請書類の内容等の修正が必要となった場合には、申請書類の一部変更手続きが必要。

＜一部変更手続きが必要となる例＞

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が変更となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

② 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ私学行政課法人係に相談することが必要。

◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、大学設置・学校法人審議会において対応を審議。（内容によっては「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）

＜設置計画の変更協議が可能となる例＞

- 認可時の設置計画を確実に履行したうえで、さらに施設等の充実をはかるもの。
- 新たな学部等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもの。
- 道路等の付け替え等

(4) 都道府県知事を経由した申請

以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。(私立学校法施行令第2条)

- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為変更の認可申請
- ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為変更(組織変更)の認可申請
- ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請

(5) 申請書類の公開

103

- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。(大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。)
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。
- ◇ 学校法人自らホームページへの掲載等により積極的な情報公開を行うことが望ましい。
- ※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、次項のとおり。なお、様式名称・番号等については現行告示における名称等による。

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」，「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- ① 寄附行為（寄附行為変更の場合，新旧対照表を含む）
- ② 設置経費及び經常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
- ③ 設置経費及び經常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- ④ 財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）
- ⑤ 貸借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）
- ⑥ 事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）
- ⑦ 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）
- ⑧ 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

(6) 寄附行為（変更）認可後の財政状況，施設等整備状況調査（アフターケア）

①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し，併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

②調査対象法人

原則として，設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

③調査方法

- ・書類調査，実地調査のいずれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は，法人新設，大学・短期大学新設等の場合に，設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（必要がある場合はその都度実施。）

- 105 -

④調査内容

留意事項の履行状況，施設・設備の整備状況，役員の就任状況，事務組織の整備状況，入学者の状況，資産及び収支の状況 など

⑤調査結果の報告等

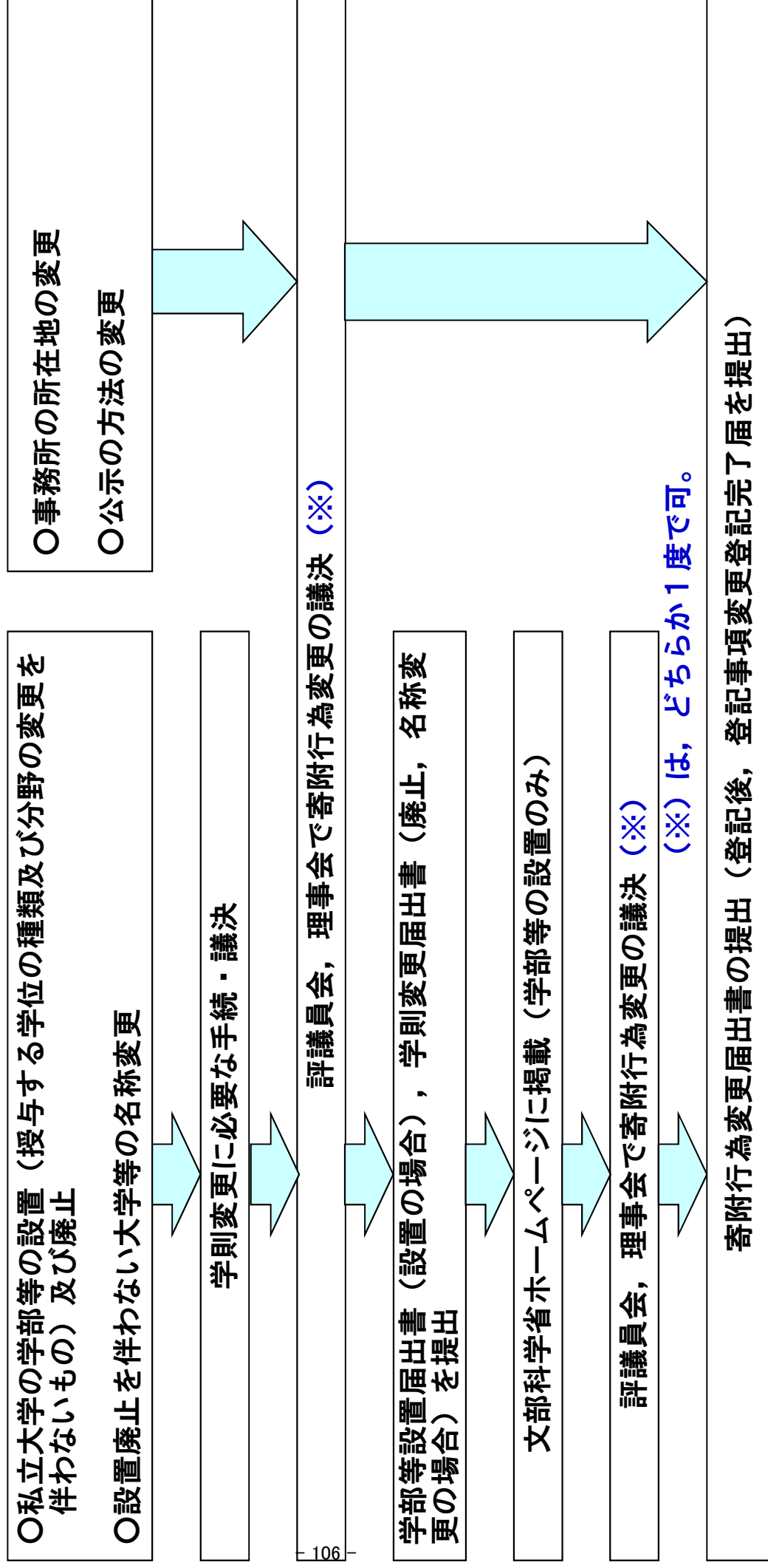
調査の結果，学校法人に対し指導，助言すべき事項がある場合は，学校法人分科会の議を経て，学校法人に通知し，調査結果を公表。

※26年度調査から従来の留意事項・その他意見を ①是正意見，②改善意見，③その他意見の3区分に再編。



(7) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の届出設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照。

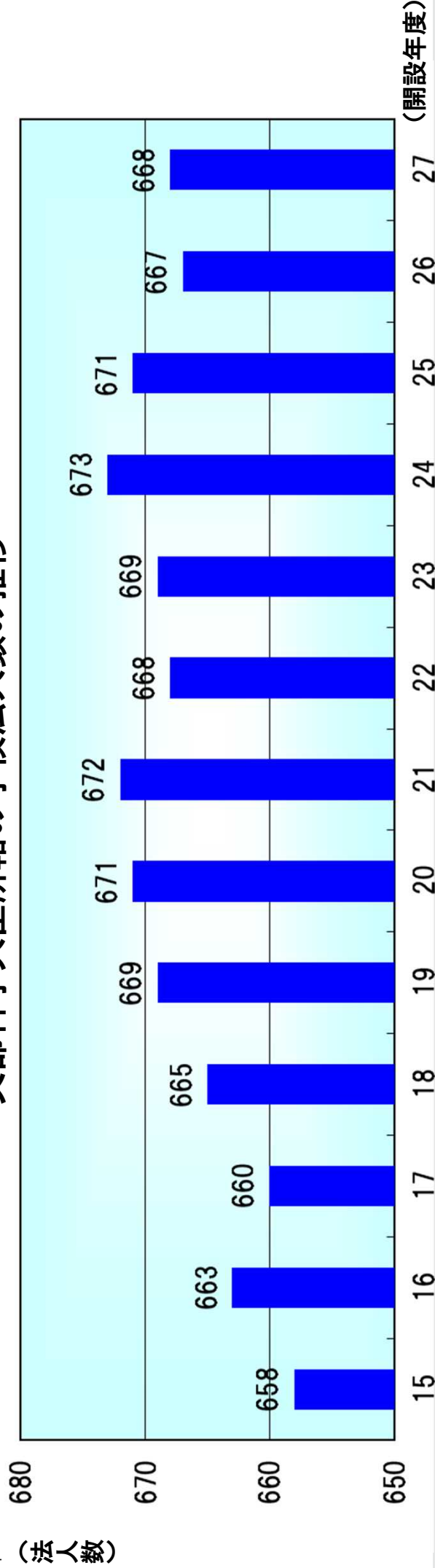


文部科学大臣所轄の学校法人数の推移

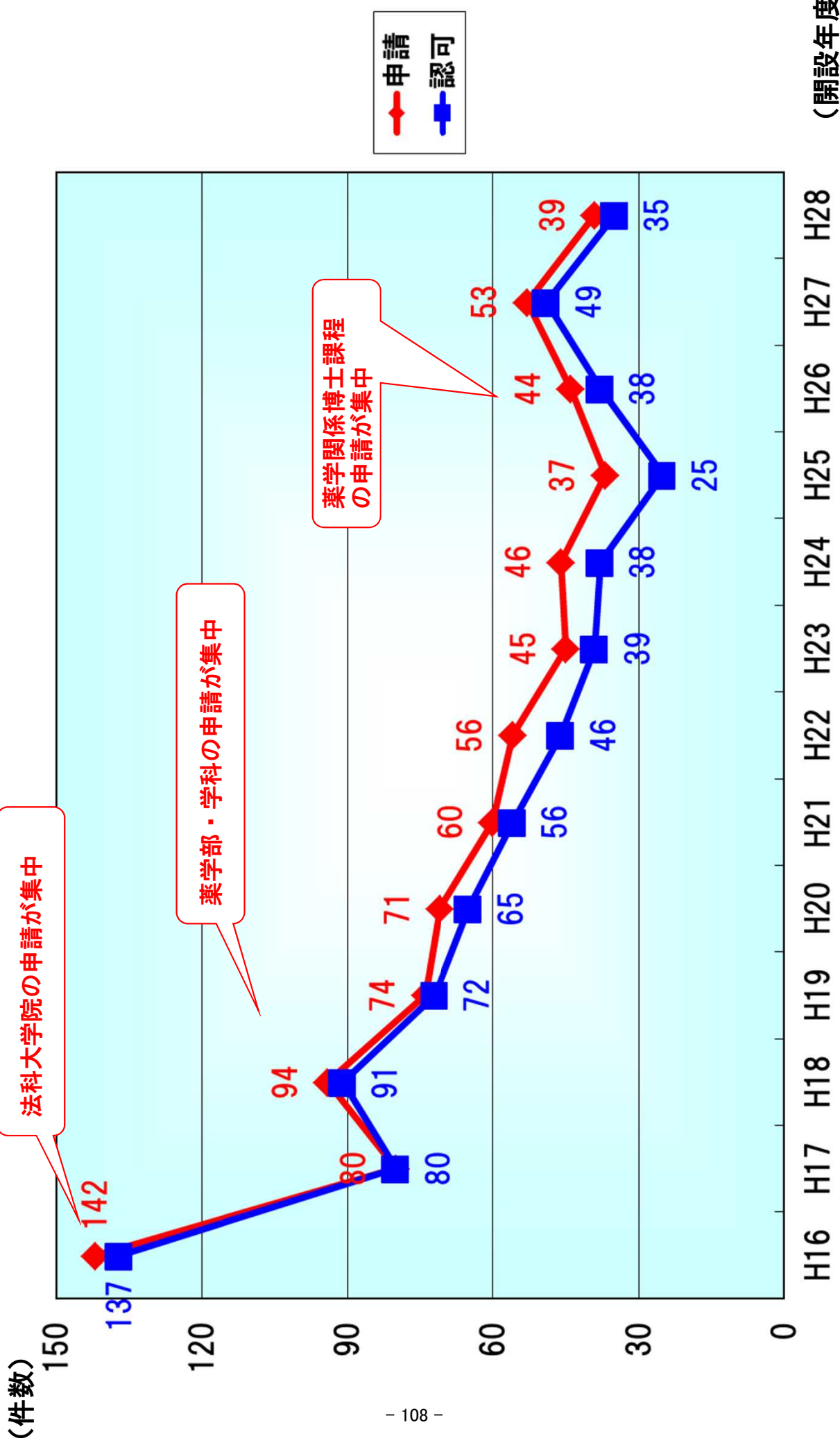
文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
法人数		658	663	660	665	669	671	672	668	669	673	671	667	668
増 加	新設法人による増	2	3	1	3	0	3	1	1	0	3	0	1	0
	知事所轄からの移行による増	0	5	1	4	6	2	7	0	5	5	1	1	2
減 少	知事所轄への移行による減	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 1	△ 2	△ 3	△ 2	△ 3	△ 3	△ 2	△ 2	0
	合併による減	0	△ 1	0	0	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	0	0	△ 1	△ 1
	解散による減	0	0	△ 3	0	△ 1	0	△ 1	△ 3	0	△ 1	△ 1	△ 3	0
増減法人数合計		1	5	△ 3	5	4	2	1	△ 4	1	4	△ 2	△ 4	1

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請，認可件数の推移



**＜配付資料＞管理栄養士学校指定規則
の一部を改正する省令について**

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令について（概要）

趣 旨

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第4号）が平成26年10月に施行され、大学の学部等の設置認可の申請期間が変更されたことに伴い、管理栄養士養成施設に係る指定審査を円滑に行うために、所要の改正を行った。

概 要

大学の学部等の設置認可を受けようとする者の申請期間が当該学部等を開設する年度の「前年度の5月1日から同月31日まで」から「前々年度の3月1日から同月31日まで」に改正されたことに伴い、管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）第3条に規定する管理栄養士養成施設の指定申請手続について、その申請期限を、指定を受けようとする年度の「前年度の9月30日」から、「前々年度の3月31日」とする改正を行った。

根拠規定

栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第22条

施行期日

平成27年10月1日

留意事項

< 実地調査について >

指定審査の過程で実施している施設・設備の実地調査については、引き続き書面審査終了後に器具等を含め配置が完了した段階で実施すること。また、書面及び施設・設備の審査が終了したものから指定を行うこと。

< 事前相談について >

指定等の事務を円滑に行う観点から、指定等を受けようとする者より十分な時間的余裕をもって個別に相談を受けることとする。

【管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省・厚生労働省令第四号） 新旧対照表】

○ 管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年 文部省 厚労省 令第二号）

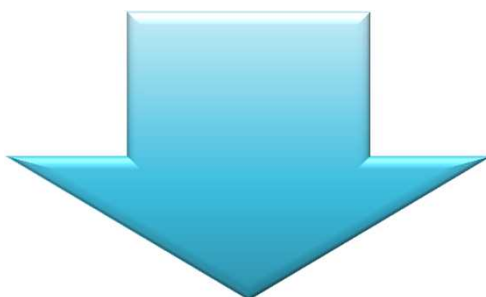
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定申請手続） 第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の<u>前々年度</u>の三月三十一日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一 九（略） 2（略）	（指定申請手続） 第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の<u>前年度</u>の九月三十日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。 一 九（略） 2（略）

学部等の設置認可及び管理栄養士養成施設指定審査スケジュール

【平成28年度開設及び指定】

	(平成26年度)			(平成27年度)									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学部等の設置認可	3月末申請					8月末認可	必要に応じて判定保留とし審査を継続						
管理栄養士養成施設指定					(7月末事前相談)		9月末申請						3月末までに指定



【平成29年度以降開設及び指定】

(平成27年度)				(平成28年度)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学部等の設置認可			3月末申請					8月末認可	必要に応じて判定保留とし審査を継続						
管理栄養士養成施設指定	(1月末事前相談)		3月末申請					8月末以降指定							3月末までに指定